

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 聖 美 会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県津山市上河原 215 番地 7
- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 10 月 26 日
- (4) 設立登記年月日 平成 11 年 12 月 3 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	安田医院	岡山県津山市上河原 215 番地 7	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3 年 8 月 12 日 第 22 期決算の決定

- (5) その他

該当なし

医療法人 聖 美 会
岡山県津山市上河原215番地7

※医療法人整理番号 00740

財 产 目 錄
(令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 产 额	84,333 千円
2. 負 債 额	3,722 千円
3. 純 資 产 额	80,610 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	60,552
B 固定資産	23,780
C 資産合計 (A+B)	84,333
D 負債合計	3,722
E 純資産 (C-D)	80,610

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

医療法人 聖美会
岡山県津山市上河原215番地7

※医療法人整理番号 00740

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 6 月 30 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	60,552	I 流動負債	3,722
II 固定資産	23,780	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,726	負債合計	
2 無形固定資産	224	純資産の部	
3 その他の資産	17,829	科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 利益剰余金	72,610
		純資産合計	80,610
資産合計	84,333	負債・純資産合計	84,333

医療法人 聖 美 会
岡山県津山市上河原215番地 7

※医療法人整理番号 00740

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	52,649
2 事業費用	47,024
本来業務事業利益	5,625
事業利益	5,625
II 事業外収益	2,448
III 事業外費用	0
経常利益	8,073
IV 特別利益	1,220
V 特別損失	69
税引前当期純利益	9,224
法人税等	1,847
当期純利益	7,377

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

医療法人 聖美会
岡山県津山市上河原215番地7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 聖美会
理事長 安田 隆洋 殿

私は、医療法人 聖美会の令和3年7月1日から令和4年6月30日にいたる会計年度の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月8日

医療法人 聖美会
監事 苦田 啓史